

○秋田大学学内共同教育研究施設における学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ「T1-FRISフェロー」の設備等利用に関する要項

令和4年3月31日
学長裁定第341号

(趣旨)

第1条 この要項は、秋田大学における文部科学省所管の令和2年度科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」に採択された学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ(以下「T1-FRIS」という。)の育成対象者(以下「T1-FRISフェロー」という。)の学内共同教育研究施設の設備等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象設備等)

第2条 対象とする設備等は、次に掲げる利用細則等において利用料金を定めている機器設備等とする。

(1) [秋田大学未来研究統括機構バイオサイエンス教育・研究サポートセンターラボ利用細則](#)

(2) 秋田大学未来研究統括機構共同機器利用センター機器研究設備使用細則

(利用料金)

第3条 TI-FRISフェローが[前条](#)に規定する対象設備等を利用する場合は、[前条各号](#)に掲げる利用細則により定める学内者料金、研究員利用単価又は使用単価を適用するものとする。

(利用方法)

第4条 [第2条](#)に規定する対象設備等を利用する場合は、[同条各号](#)に掲げる利用細則によるものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、TI-FRISフェローの学内共同教育研究施設の設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和7年9月25日一部改正)

この要項は、令和7年9月25日より施行・実施し、令和7年4月1日から適用する。